

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所
谷本建設工業株式会社 愛媛県大洲市平野町平地120番地

2 指名停止の期間及び措置対象区域
令和5年6月28日～令和5年7月27日（1ヵ月）
四国森林管理局管内（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

3 指名停止の理由

谷本建設工業株式会社は、愛媛県発注の工事において、建設業法に基づき当該工事の技術者として監理技術者を配置しなければならないところ、その資格を有しない者を配置していたことが同法第26条第2項に違反するとして、令和5年4月27日、愛媛県から監督処分（営業停止15日間）を受けた。

このことが、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

「工事請負契約指名停止等措置要領」
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	指名停止の期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内